

**【作成例】 ※四角で囲っている補足説明は、規約が完成したら削除してください。**

## コベカツクラブ「●●●●」規約（活動方針）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本クラブは、●●●●（以下「本クラブ」という）と称する。

（目的）

第2条 本クラブは、●●（種目・活動名など）の活動を通じ、子供たちが学校生活とはまた違った形での多様な体験や豊かな交流を通じて、子供たちの健やかな成長につなげることを目的とする。

（活動）

第3条 本クラブの活動は、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）」及び神戸市教育委員会の「「コベカツクラブ」のあり方についての方針（令和6年12月）」を踏まえたものとする。

### 第2章 クラブへの参加

（入会）

第4条 本クラブに入会しようとする者及びその保護者は、本規約を遵守するとともにクラブの円滑な運営に協力することとし、別紙様式1「入会届」を本クラブに提出し承認を得るものとする。

2 入会の登録有効期間は、入会申請を受けた日からその年度末日までとする。

**【例①：年度更新の場合】**

3 更新の方法は前項に定めるところによる（年度当初に入会届を提出する）。

**【例②：自動更新の場合】**

3 参加者から申出がない限り、毎年度これを更新する。

（活動費）

第5条 本クラブの会費は、1人月額〇,〇〇〇円とする。

（1）会費は、入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。

（2）遠征や大会等に係る経費や備品の購入費等は、別途徴収することができるものとする。

（3）会費の支払いが●か月以上遅延した参加者は参加をお断りすることがある。

**【会費の日割り対応をする場合】**

（4）入会又は退会した日が月途中の時は、月会費を日割りして支払うものとする。

（退会）

第6条 退会する場合は、（退会する●日前に）別紙様式2「退会届」を本クラブに提出し、任意に退会することができる。

**【例：カスタマーハラスメント・暴力行為等への対応を記載する場合】**

2 参加者またはその保護者による、スタッフや他の参加者等への暴言・脅迫・過度な要求などのハラスメント、暴力行為等が発覚した場合、本クラブは即時に退会処分とし、以降の参加を一切お断りする。

【作成例】 ※四角で囲っている補足説明は、規約が完成したら削除してください。

【例：第4条で「自動更新」とし、自動退会も記載する場合】

- 2 また、参加者が中学校を卒業する年度末日をもって自動退会とする。参加者がそれ以降も参加継続を希望する場合には、年度ごとに参加継続について協議したうえで、入会届を提出することをもって参加継続とする。（入会届の提出がない場合には、当該年度末日をもって自動退会となる。）

### 第3章 組織

（役員）

第7条 本クラブには、次の役員を選任し、役員に欠員が生じた場合は直ちに補充するものとする。

- (1) 代表（責任者） 1名  
(2) 副代表 1名  
(3) 会計 1名

※3人で運営しているクラブは、その3人で(1)～(3)の役割を決めてください。互いに役員を兼ねることはできません。

（会議）

第8条 本クラブは、次の会議を置く。

- (1) 総会  
(2) 役員会  
(総会)

※総会は、クラブ運営全体関わる意思決定を行う場です。意思決定の際は、役員に加えて、指導者等運営に関わるスタッフ全員が参加する想定です。  
※役員会は、日々の運営に関する事項を決定する場です。

第9条 総会は、以下の事項について決定する際に開催する（通常年1回）。

- (1) 規約の変更  
(2) 年間の活動方針・計画  
(3) 年度毎の決算（会計報告）及び予算  
(4) 役員を選任又は解任  
(5) 会費等の金額の変更

※日々の打ち合わせのうち、特定の日を予め「総会」と位置づけて、開催いただくことも考えられます。  
必要に応じて臨時の総会を開催することもできます。

2 総会は、役員に加えて運営に関わるスタッフ全員をもって構成する。

3 総会は、運営に関わるスタッフ全員の3分の2をもって成立する。

4 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは代表の決するところによる。

（役員会）

第10条 役員会は、以下の事項について決定する際に開催する。

- (1) 月ごとの活動計画  
(2) 指導者等の変更  
(3) その他運営に必要な事項として別表に定めるもの

※運営スタッフが3名など小規模クラブの場合、「役員会」は省略することも考えられます。その場合、左記の事項についても「総会」で決定ください。

2 役員会は、役員3名をもって構成する。

3 役員会は、役員3分の2をもって成立する。

4 役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは代表の決するところによる。

### 第4章 会計

（会計）

第11条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本クラブでは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、会計監査及び保護者等関係者に対する情報開示を年1回以上行うこととする。

【作成例】 ※四角で囲っている補足説明は、規約が完成したら削除してください。

3 会計監査では、本クラブの収支及び会計処理について、役員以外の者が行うこととする。

※会計監査は、保護者などクラブの運営者以外の方が行っても問題ありません。

## 第5章 その他

(事故の責任)

第12条 参加者は、本クラブの活動に際して、諸規定を遵守し、指導者の指示に従い自己の責任において活動する。

(保険加入)

第13条 本クラブの参加者は、本活動中における怪我等に備え、保険に加入することとする。

(個人情報の管理)

第14条 本クラブの活動により得られた個人情報は、本クラブは「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)」及び関係法令等を遵守し、適正に取り扱うこととする。

2 本クラブは、法令等により開示・提供が求められた場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。

3 本クラブの指導者、参加者、保護者、その他関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせることのないよう徹底しなければならない。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項及び運営上の支障をきたしている場合又はそのおそれがある場合は、役員会の決議により対応を決定することとする。

(附則)

1 この規約は、令和8年●月●日から施行する。

2 本クラブの役員は、次に掲げる者とする。

代表(責任者)	●●	●●
副代表	●●	●●
会計	●●	●●

【作成例】※四角で囲っている補足説明は、規約が完成したら削除してください。

※コベカツ専用ホームページ（コベカツクラブ活動紹介）に掲載されている内容等を踏まえてご記入ください。

別表

運営・活動体制	(例) ・代表（責任者） 1名 ・副代表 1名 ・会計 1名 ・指導者 ●名
活動内容	(例) バスケットボール
活動頻度	(例) 週3日
参加者の範囲	(例) 神戸市立中学生・小学生・私立中学生・高校生・大学生
定員	(例) 30人